



革新懇運動の目指すもの 原発、憲法など課題別党派を超えた運動の前進を

「いまこそ平和と自由を、守れ憲法―湖の国から」と題した「平和・民主・革新の日本をめざす滋賀の会（革新の会しが）」発行の冊子があります。その第一部「日本国憲法を壊してはならない」の章に多くの滋賀の著名人が寄稿されています。井戸謙一弁護士、元内閣官房長官・滋賀県知事の武村正義氏、県内市町では米原市長の平尾道雄氏、日野町長の藤澤直広氏ら15氏がそれぞれの憲法への思いを述べておられます。

革新懇は、思想・信条・党派の違いを超えて、暮らし・平和・民主主義など国民の願いを結集する場所です。本年2月7日に米原地域での革新懇の結成集会を開催します。今回は井戸謙一弁護士に「若狭の原発再稼働を許さないために―原発問題の現状と課題」と題して記念講演を行っていただきます。

原発をめぐる最近の裁判

○2014年5月福井地裁で大飯原発から半径250km圏内の住民の人格権に基づき、大飯原発3・4号機の運転差し止めを認める画期的な判決が下された。その後関電は控訴を行い、高裁で審理中である。

○2011年8月福井県の高浜原発3・4号機と大飯原発3・4号機の再稼働禁止の仮処分を求め滋賀を中心とする住民が大津地裁に提訴した。

○その判決が、2014年11月27日に下された。その判決は却下であったが、4基について原子力規制委員会は再稼働に向けて審査を進めているが原発事故に対する組織や地元自治体との連携、住民の避難計画が現段階では策定されておらず「このままでは再稼働はありえない」との指摘し「規制委員会がいたずらに早急に、再稼働を容認するとは考え難いので差し止める必要性が認められない」というものであり、実質上の勝訴と言えるものだった。

○しかし原子力規制委員会では鹿児島県の川内原発に続き12月27日高浜3・4号機が新規制基準に適合しているとの審査書案が示された。

○このことにより、高浜原発再稼働の動きが急速に進められることにより、緊急性が高いとして、大津地裁に高浜原発3・4号機の再稼働禁止の再度の仮処分を申請した。

○鹿児島島の川内原発でも再稼働禁止の仮処分申請がだされており近く判断が示される予定。また福井地裁でも高浜・大飯原発3・4号機の再稼働禁止の審理が始まる予定となっている。

平和・民主・革新をめざす米原の会（米原革新懇）結成総会にお越しく下さい

日時 2015年2月7日（土）

13時30分から

場所 米原市山東公民館2階研修室

日程 13・30 結成総会

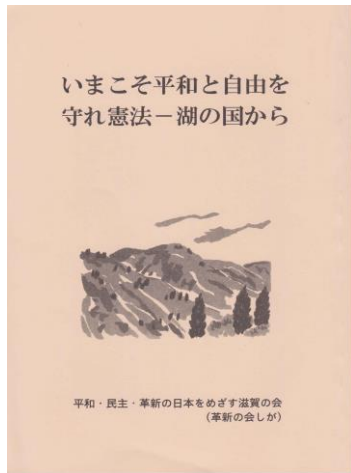
14・00 記念講演

井戸謙一弁護士

井戸謙一弁護士の略歴

東京大学教育学部卒業。1975年司法試験合格。1979年4月神戸地方裁判所判事補として任官。2011年3月退官まで各地の裁判所で裁判官として勤務。2006年3月、金沢地裁では裁判長として北陸電力志賀原発2号機の運転差し止めを命じる初めて住民勝訴の判決を出した。現在彦根市内で弁護士事務所を開業し、多くの原発差し止めに関する訴訟や原発に関する講演を積極的に行っている。

定価500円。ぜひ購入ください



雑感

こんな記事を見つけました。関電の原発再稼働が遅れたため電気代値上げするとの理由といい、平気で庶民を脅してくる。1日あたりの損害額が5億5千万円だと・・・九州電力川内原発（鹿児島県薩摩川内市）の再稼働差し止めを求めた仮処分申請で、周辺住民ら23人のうち約10人が申し立てを取り下げたことが17日、弁護士などへの取材で分かった。仮処分が認められても、本訴訟で敗訴すれば、九電が再稼働の遅れで生じた損害を賠償請求できるため、こうした仕組みの見直しの是非が議論になりそうだ。◇